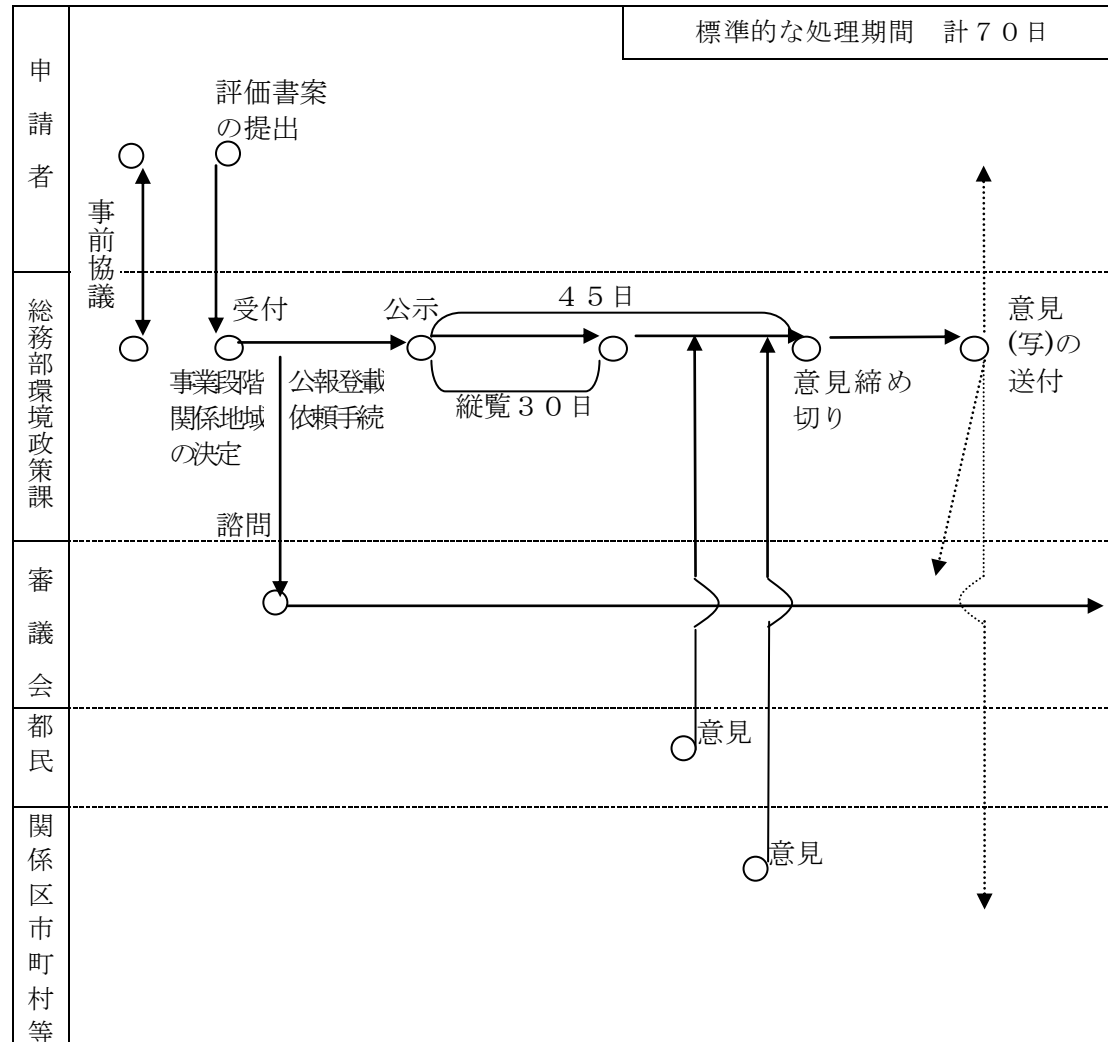


事務処理フロー図

作成部署 環境局総務部環境政策課アセスメント調整担当 電話 42-178

事務名 環境影響評価書案の受付に基づく都民等の意見書の送付

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	事前協議	条例、規則、指針等に係る諸手続事について事前のご相談（協議）に応じます。
2	事業段階関係地域の決定	評価書案の提出を受けたときは、条例の規定に基づき、事業段階関係地域を定めます。
3	公報掲載依頼	評価書案の縦覧等について、東京都公報への掲載の依頼を行います。
4	公示・縦覧	評価書案を公示し、公示の日から起算して30日間縦覧します。
5	意見(写)の送付	意見書の提出があったときは、写しを事業者、審議会、関係区市町村に送付します。
備考		<ul style="list-style-type: none"> 縦覧期間には、土、日、祝日を含みます。 技術指針、規則で定める構成基準に基づき作成されていない場合などは、標準処理期間以上の期間を要します。 事前協議に要する期間は、標準処理期間に含みません。